

所掌事項

委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関及び民間団体との連絡調整を図ること。

設置根拠

宮古市青少年問題協議会条例第1条

設置年月日

H17.6.6

委員定数

20人以内

委員任期

委員の任命の日から2年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

市民生活部 生活課 生活安全係

TEL : 0193-62-2111 内線 1817

FAX : 0193-63-9110

E-mail : sekatsu@city.miyako.iwate.jp

備考